令和7年2月1日

第248号

# 関東の殺沈か5

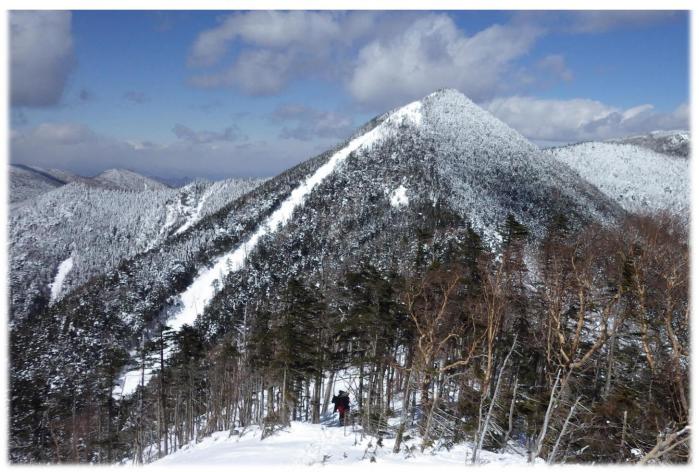


国民の森林・国有林

#### 関東森林管理局

前橋市岩神町4-16-25 TEL.027-210-1158 https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/





- ◎「令和6年度 国有林野等所在市町村長有志協議会」を開催 企画調整課 ・・ 1
- ◎ 国有林野の境界について 保全課 ・・・3
- ◎ 赤谷の森から
  - ~赤谷プロジェクト環境教育ワーキングの取組(赤谷の森自然散策)~
    - 赤谷森林ふれあい推進センター・・ 5
- ◎ 森づくり最前線 静岡森林管理署 上井出森林事務所森林官 関 祐佳 ・・ 6

【写真】「冬の奥秩父」(埼玉森林管理事務所)

#### 国有林野等所在市町村長有志協議会とは

「国有林野等所在市町村長有志協議会(以下、「協議会」という)」は、国有林野等の所在する地域の市町村長及び森林管理署長等で構成しており、関東森林管理局管内の184市町村を19流域に分けて地域ごとに協議会を設置しています。

協議会では、地域社会と国有林野事業の連帯の強化を図り、地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的として、市町村長等との意見交換を実施しています。



協議会の様子 (茨城県内協議会)

#### 令和6年度国有林野等所在市町村長有志協議会の開催

今年度の協議会は、10月9日の新潟地区を皮切りに、1月末までに福島県中通り地区、福島県浜通り地区、栃木県、静岡県、茨城県、福島県会津地区、群馬県利根沼田地区において順次開催しました。各地域の協議会では、関東森林管理局から林野関係予算の概要やクリーンウッド法の改正等について、各森林管理署から署の取組事項について情報提供するとともに、各県及び各市町村からも地域における取組等について情報提供いただき、その後意見交換を行いました。

また、12月24日には関東森林管理局において、19流域の各協議会の代表市町村長と意見交換等を行う「国有林野等所在市町村長有志連絡協議会」を開催しました。

意見交換では市町村長等の皆様から、

・森林環境譲与税の活用方法など、今後の森林・林業行政を進めていくうえで参考となる情報を引き続きいただきたい。



出席者に挨拶を行う松村関東森林管理局長 (会津地区協議会)

- ・林業従事者の担い手確保、各市町村の林務担当者 の育成が大きな課題であり、講習会や現地検討会等 の取組があれば教えていただきたい。
- ・国有林からの危険木・倒木について、今後も迅速な対応をお願いしたい。
- ・福島県の森林再生事業や復興対策について、引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。
- ・国有林内の森林整備にあたり、景観に配慮した伐 採方法についても検討いただきたい。

- ・ニホンジカ等の有害鳥獣対策、松枯れやナラ枯れ 等の病虫害対策について、情報共有や連携強化を お願いしたい。
- ・花粉症対策について、花粉の少ない苗木の調達、 伐採から造林までの省力化への取組等、国有林の 知見や実証事例等の情報共有をお願いしたい。
- ・未来を担う子供達への森林・林業の理解を深める ための森林環境教育について、今後もご支援・ご協力をお願いしたい。
- ・災害復旧のための治山事業及び林道整備に関する計画的な予算措置をお願いしたい。 等のご意見・ご要望をいただきました。



松村局長と市町村長との対話 (栃木県内協議会)

#### 終わりに

協議会終了後は、各署等の特徴的な取組等を行っている現場の最前線を視察しております。 協議会を通して、各市町村からいただいた貴重なご意見・ご要望については、現場の状況も踏 まえ、今後の国有林野の取組に繋げていくこととしております。

関東森林管理局では引き続き、地域社会と連携した国有林野の管理経営に取り組んでまいります。



製品生産請負事業箇所(福島県塙町)



那須街道アカマツ林 植栽箇所 (栃木県那須町)

#### 今月の表紙

#### 「冬の奥秩父」(埼玉森林管理事務所)

埼玉県秩父地域の気候の特徴は、旧大滝村から飯能市付近で雨が多く、気温は平地にくらべると 2~4°C程位低い状況です。

また、過去 30 年の 2 月期の平均最低気温は-3.8 度、最高気温は 10 度となっており、奥秩父地域を所管する埼玉森林管理事務所 大滝森林事務所管内は 1 月以降は雪と氷の世界となります。写真は、冬季に木賊山から甲武信岳を撮影したものです。

その他の写真は、土地を貸付している甲武信小屋及び雁坂小屋の冬季の情景となります。

また、厳しい寒さのため、埼玉森林管理事務所管内を林道では、法面からの湧水が氷結する氷柱や沢







そのものが氷結する情 景がそこかしこに見る ことができます。



## 国有林野の境界について

### 保全課

#### 【国有林野の成り立ち】

関東森林管理局が管理する国有林野は、慶応3年(1867年)の大政奉還の後、江戸が東京となり、慶応が明治と改元されたところから始まりました。

明治政府は、版籍(土地及び人民)を朝廷に返還する「版籍奉還」を行い、この時、各藩の藩有林を国に帰属(官林)することになりました。その後、明治3年(1870年)には、「社寺上地処分」により、社寺有林も官林に帰属することになりました。

明治6年(1873年)、地租改正条例が制定され、明治9年(1876年)から山林・原野に係

る国有と民有の区別のための調査が始まりました。 この調査により所有者が明らかにならなかった奥地 の森林・原野は官林に帰属することとなり、内務省 (後に山林局)の所管となりました。その後、北海道 の官林については内務省所管の北海道国有林として 分離独立し、また、官林から選ばれた美林について は、皇室の「私有財産」としての御料林に組み入れら れました。





(中身

境界査定簿 (明治時代)

#### 【国有林の所管の変遷】

内務省山林局の所管となった官林は、明治 14 年 4 月に農商務省山林局に移管され、明治 19 年の林区署官制により「大林区署(後の営林局・森林管理局)」「小林区署(後の営林署・森林管理署)」が設置されました。一方、御料林を管理していた御料局は、明治 40 年の官制改革で帝室林野管理局(帝室林野局)となりました。

これらの山林局所管の国有林野、帝室林野局所管の御料林、内務省所管の北海道国有林は、昭和 22 年(1947 年)林政の統一により旧農林省により一元的に管理経営されることになり、以来、農林水産省の外局として林野庁が管理しています。

#### 【関東森林管理局の旧御料林】

関東森林管理局の国有林約 118 万 ha のうち、約 2 万 ha(※)は旧帝室林野局が所管していた御料林です。

例えば、栃木県 JR 黒磯駅から 1 km ほど北上した「那須街道アカマツ林」は、「高久第一御料地」と呼ばれ、昭和天皇が「那須植物誌」の中で「みごとなアカマツの天然林であり、国有林であったために今日まで良く保存されてきた」と記されています。

現在は「那須街道アカマツ遺伝資源保護林」として管理されていますが、松くい虫の被害が広がってきていることから、塩 那森林管理署と地元のボランティアがアカマツ林を守る活動を行っています。



現在の「那須街道アカマツ林」

このほか、赤城山や日光などにも旧御料林は残されていますが、多くは木材として利用され、 新たに人工林として管理されています。

(※) 古くから合併・売り払いを繰り返しているため、正確な数字は不明。

#### 【境界の管理とは】

国有林では、「境界」を「けいかい」と読みます。 「境界」とは、一筆と一筆の土地の境を言い、利用し得る土地の範囲を客観的に区分するものを言います。

現在、住所等で用いられる地番制度ができたのは、地 租改正に伴う明治 7 年の「地籍調査」からになります が、この当時は、土地所有者が測量を行い、それを官吏 が検査する形で行われました。当時の測量技術が未熟



であったことから、面積や形状が必ずしも現地と整合していないこともありますが、この時作成された図面が、いわゆる「公図」の大部分を占めています。現在の「地籍調査」は、主に市町村等が主体となって計画的に実施され、その結果を基に正確な地図(地籍図)が作成されています。

関東森林管理局が管理する国有林の面積は約 118 万へクタールあり、これを取り囲む境界延長は約 2.3 万キロ、境界点数は約 92 万点と膨大です。境界に関する主な業務としては、巡検(全ての境界標識を歩いて確認)、巡視(遠望等により境界線の異状の有無を確認)があり、森林管理署等の職員が行います。巡検・巡視により発見された境界標識の異状箇所や境界線の不明瞭箇所については、「境界





検測」という調査を行い、この際、「折損」「傾斜」など異状のあった標識を元どおりに修復 する作業を行います。

また、売り払いなどで新しい境界を決める必要がある場合には「境界測量」を行い、「測量成果」として整理・保管しています。

この他、隣接者からの申請による境界指示や証明、国有林の売払い等に伴う測量の審査や検査も行っています。

国有林野の境界を適正に管理することは、隣接する民有林の管理、ひいては国土の適正な管理にも資するものであり、先人達から受け継いできた重みと誇りを持って境界管理を進めていくこととしています。





ここから先は国有林です。

「山」と書いてある面が 民有地側です。 旧御料林は「宮」と 書いてあります。

#### 赤谷の森から 〜赤谷プロジェクト環境教育ワーキングの取組 (赤谷の森自然散策)〜



赤谷森林ふれあい推進センター

赤谷プロジェクトでは、プロジェクトエリア内の豊かな自然と生物多様性の復元の取組などを知っていただくため、群馬県内外の皆様を対象として、年4回、「赤谷の森自然散策」をみなかみ町と共催で実施しています。

今回は、これらの活動を紹介いたします。

#### ~春の妖精スプリングエフェメラルに会いに ~【令和6年5月11日開催。参会者24名】

ブナやミズナラの新緑、ニリンソウの群落など 春の息吹を体感しながら彩り豊かな旧三国街道 を散策しました。



ニリンソウの群落前で記念撮影

#### ~夏の三国山と心安らぐニッコウキスゲ~ 【令和6年7月27日開催。参会者10名】

快晴の青空の下、新潟県側の旧三国街道から三国山山頂(1636m)まで、ニッコウキスゲの咲くお花畑など標高約1500mの夏山を散策しました。



ニッコウキスゲの咲くお花畑

#### 〜錦秋に染まる旧三国街道〜 【令和6年10月5日開催。参会者15名】

小雨の中、紅葉が始まった旧街道をブナやミズ ナラの樹々を観察しながら散策しました。



キノコの解説をしているガイドさん

#### 〜いきもの村でスノーシュートレッキング〜 【令和7年2月8日開催予定。募集締め切りま した。】

スノーシューを履いて雪上を歩き、ウサギやリスなどの動物たちの足跡や冬の樹木を観察し、雪像づくりなどの雪遊びを行います。

来年度の「赤谷の森自然散策」は、谷川岳エコツーリズム推進協議会と連携し、プロのガイドさんの参加も得ながら、三国山や平標山などのコースも企画していく予定です。

赤谷の森の自然の素晴らしさを多くの人に知っていただきたいと思っています。ぜひご参加をお待ちしております。

#### 令和7年度「赤谷の森自然散策」

みなかみ町及び谷川岳エコツーリズム推進協議会と 共催で開催予定。

【令和7年5月24日(土)】

○三国山登山:旧三国街道新潟側~三国山山頂往復 難易度:★★

【令和7年7月26日(土)】

〇平標山登山:新潟県湯沢町岩魚沢林道~平標山山頂 往復

難易度:★★★

【令和7年10月25日(土)】

〇錦秋のブナ・ミズナラを観察:旧三国街道群馬側周 滋

難易度:★

<sup>無勿反・</sup>▲ 【令和8年2月7日(土)】

〇スノーシューでの冬の観察会:群馬県みなかみ町相 俣(いきもの村周辺)

難易度:★

- ※ 日程や内容については、変更することもあります。また、難易度2~3については、体力に自信ない方は、ご遠慮ください。
- ※ 募集については、赤谷森林ふれあい推進センターホームページ等で開催日の一か月前に掲載させていただきます。

# 森づくり最前線

静岡森林管理署 上井出森林事務所 森林官 関 祐佳



富士山大沢崩れ

私が勤務する上井出森林事務所は静岡県富士宮市に所在 しており、富士山の西面に位置する約 5,700ha の国有林を 管理しています。

富士宮市は、富士山信仰の中心である富士山本宮浅間神社の門前町として、古くから栄えてきており、富士山麓の広大な森林、高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境を利用して多くの産業が発展してきました。

管内の国有林は世界文化遺産である富士山を有し、低山帯にはブナやミズナラ等、亜高山帯にはカラマツ、コメツガなど変化に富んだ垂直分布が見られます。特に標高 2,000m 付近にはカラマツ、ウラジロモミ等からなる原生的で貴重な天然林が分布しており「富士山生物群集保護林」に設定され、さらにその下部には「富士山緑の回廊」が設定されるなど自然環境や生物多様性に配慮した管理が行われています。

また、山梨県境には「大沢崩れ」などの崩壊が進行している谷があるため、山地災害防止タイプに区分して山地災害防止機能の発揮を重視した管理を行っています。

現在、当事務所管内においては、ヒノキやウラジロモミを 中心に素材生産事業や立木販売も行っています。富士山麓周



列状間伐(ウラジロモミ)



「くくりわな」を設置する筆者





富士ヒノキを使用した静岡 県富士山世界遺産センター

材の安定的な供給が期待されています。

辺の厳しい環境下で育ったヒノキは木目が細かく、強度や耐 久性に優れていることから地

域のブランド材「富士ヒノキ」

として注目されており、国有林

管轄する国有林の課題としては、ニホンジカによる森林への被害が深刻化していることがあげられます。静岡県におけるニホンジカ生息密度調査では、富士山西部地域で 30 頭/km2以上(自然植生にあまり目立った影響が出ない密度は「3~5 頭/km2」)と生息頭数が非常に多くなっており、防護柵の設置が欠かせなくなっています。このため、ニホンジカの低密度化に向けて、署による有害鳥獣捕獲委託事業、県による管理捕獲、職員自らが実施する「くくりわな」捕獲などにより、適正な個体数管理となるよう引き続き取り組んでいきたいと考えています。